

## 阿南市地域公共交通再編計画作成等支援業務仕様書

### 1. 業務名

阿南市地域公共交通再編計画作成等支援業務

### 2. 業務の目的

本市では、令和4年5月に阿南市地域公共交通計画を策定し、持続可能な新しい地域公共交通の最適化と移送手段の確保に向けた取組を推進している。

一方で、運転手不足の深刻化等により地域公共交通サービスは維持・確保が厳しい状況であり、デマンド交通（AI オンデマンドバス、乗合タクシー及び公共ライドシェア等）の導入も含めた効率的かつ効果的な地域住民の移動手段の構築が喫緊の課題となっている。

そのような状況から、交通空白地をはじめとした市内全域の公共交通のり・デザインを図るため、過去に実施した住民アンケート結果や路線バス乗降調査のデータ及び人流データ等を踏まえた阿南市地域公共交通再編計画（以下「再編計画」という。）を策定することを目的とする。

### 3. 前提条件

本業務は、国土交通省所管「令和7年度「『交通空白』解消等り・デザイン全面展開プロジェクト」の「『交通空白』解消緊急対策事業」の補助金を活用し実施する事業のため、当該補助金の趣旨に則り、事業を実施することとする

また、策定した再編計画を持続可能なものとするため、内容については、市の交通施策に係る近年の予算額を念頭におくものとする。

### 4. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年2月27日まで

### 5. 対象地区

阿南市内全域

### 6. 業務内容

#### (1) 計画準備

受注者は、本業務の実施に当たり、必要な資料収集を行うとともに、各業務内容についての作業実施方針や実施工程を検討し、業務計画書として取りまとめを行う。

#### (2) 市内の公共交通の整理・分析

市民の移動に関する課題やニーズを把握するため、下記の方法による整理・分

析を行う。

① 交通実態分析

路線バスの乗降調査結果や本市の交通に係る施策（高齢者等バス乗車券交付事業、乗合タクシー実証運行等）の実施状況について分析し、課題等を整理する。

② 住民アンケート分析

本市が令和３年度以降に実施した住民アンケート調査結果等について分析し、課題等を整理する。

③ 移動実態分析

携帯電話等の位置情報をもとに人の移動の情報を把握できるビッグデータ等を活用し、市民の移動、交通需要等の現況について調査・分析を行い、課題等の整理する。

(3) 交通網再編のシミュレーションの実施

上記(2)の分析結果や市内交通事業者の運行状況及び本市の財政状況等を踏まえた交通網再編のシミュレーションを実施する。（４パターン程度を想定）

シミュレーションは、デマンド交通を含めたものとし、導入エリアの設定や車両台数、車両サイズ等について検証を実施する。

(4) 再編計画（案）の作成

(2)及び(3)の結果を踏まえた再編計画（案）を作成する。

再編計画（案）には、現状と比較した交通空白地の減少や移動時間短縮等の期待される効果のほか、事業採算性等、再編に向けた課題や問題点等を含むものとする。

なお、再編計画（案）の作成にあたっては、パブリックコメントを実施するものとする。

(5) 公共ライドシェア導入の支援

(4)再編計画（案）により、公共ライドシェアを導入する方針となった場合において、導入準備の支援を行う。

① 大臣認定講習の出張開催

公共ライドシェアのドライバーの要件となる大臣認定講習を出張開催する。（対象者は５名程度を想定）

② 車両用マグネットの作成

公共ライドシェアの運行車両であることがわかる車両用マグネットを作成する。（対象車両は２台を想定）

③ 告知チラシの作成

公共ライドシェアの導入エリアにおける事業告知用のチラシを作成する。

(対象世帯数は800世帯を想定)

## 7. 成果品

- (1) 業務完了報告書（製本2部）
- (2) 分析レポート（紙媒体1部）  
（電子データ1式）
- (3) 車両用マグネット
- (4) 告知用チラシ

## 8. 業務遂行上の注意・留意事項

- (1) 契約後速やかに業務計画書を提出し、市の承認を得ること
- (2) 業務遂行中の計画変更がある場合は速やかに協議すること
- (3) 業務に関わる資料・根拠は明示すること
- (4) 再委託を行う場合は市の事前承諾を得ること

## 9. その他事項

- (1) 成果物の著作権は阿南市に帰属し、許可なく複写、複製また第三者に提供してはならない。
- (2) 個人情報を取り扱う場合は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この業務を実施するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。
- (3) 使用する資料・写真等の著作権に配慮し、二次使用が可能なものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、速やかに市と協議し、その指示に従うものとする。

以上